

就職・退職した方へ

国保の届け出はお済みですか？

4月は、就職や退職など異動の多いシーズンです。就職して新しく社会保険に加入した方、あるいは退職して社会保険をやめた方は、国民健康保険への届け出（変更手続き）が必要です。

自動的に変更されることはありませんので、市役所（または支所）の国保の窓口で、必ず手続きをしましょう。

就職して 社会保険に加入した方は

今まで国民健康保険に加入していた場合は、国保から脱退する手続きを行います。国保と社会保険の両方の保険証を持って、手続きにお越しくください。



退職して 社会保険をやめた方は

国民健康保険へ加入する手続きを行います。退職した日付が分かるもの（離職票や健康保険資格喪失連絡票等）を持って手続きにお越しくください。

退職して年金を受ける方は 退職者医療制度の届け出も お忘れなく！

会社などを退職して国民健康保険に加入する方のうち、一定の条件に当てはまる方とその家族（被扶養者）は、65歳になるまでの間、国保の「退職者医療制度」で医療を受けることにな

ります。

退職して年金を受ける方は、次の条件を確認し届け出をしましょう。

① 国保に加入している方

② 65歳未満の方

③ 厚生年金や各種共済組合などの年金を受け取られる方で、その加入期間の合計が20年以上あるか、40歳以降10年以上ある方（ただし国民年金は除きます）

＜加入手続き＞

年金受給権の発生後、年金証書が届いた日の翌日から14日以内に保険年金課国民健康保険班または各支所住民室の窓口へ届け出てください。

＜届け出に必要なもの＞

・ 年金証書
・ 国保の保険証

＜問い合わせ先＞

保険年金課国民健康保険班

☎ 62-5331

国保の届け出は14日以内に済ませましょう

	内 容	必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出をしてください。
	外国人登録をしたとき	外国人登録証明書、在学等の証明書・パスポート
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	お子さんが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証。転出手続きのときに申し出をしてください。
	外国人で転出したとき	転出先で外国人登録をしてください。
	会社の保険に入ったとき	会社の保険証および旭市の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証。窓口で喪失の申し出をしてください。
その他	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	運転免許証、届出者の本人確認ができるもの
	修学のため、他の市町村へ転出するとき	保険証、在学証明書
	退職者医療制度に加入するとき	保険証、年金証書

新規加入／手続き終了後、保険証を窓口で交付します。

一部加入・一部喪失／必要なものについて交換しますので、世帯全員の保険証をお持ちください。

全部喪失／世帯全員の保険証をお返しくください。